令和６年４月１日から施行された介護保険法の一部改正により、市から指定を受けた居宅介護支援事業所が、

介護予防支援を実施できることになりました。

介護予防支援の指定を検討するにあたっては、指定介護予防支援事業所が実施できる範囲があることを、予め御理解ください。

**１｡利用対象者とサービスの内容**

「介護予防・生活支援サービス」（介護保険法第１１５条の４５第１項第１号）と

「介護予防サービス」（介護保険法第８条の２）について。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 利用対象者 | 本市のサービス |
| **介護予防・生活支援サービス** | ・事業対象者  ・要支援１  ・要支援２ | 指定相当訪問型サービス |
| 指定相当通所型サービス |
| 通所型短期集中サービス |
| 訪問型短期集中サービス |
| 元気アップデイサービス事業 |
| 生活おたすけサービス事業 |
| **介護予防サービス** | ・要支援１  ・要支援２ | 介護予防訪問入浴介護  介護予防訪問看護  介護予防訪問リハビリテーション  介護予防通所リハビリテーション  介護予防居宅療養管理指導  介護予防福祉用具貸与  介護予防認知症対応型通所介護　　　等 |

**重要！**

＊要支援者に対するケアプランの作成業務には「介護予防ケアマネジメント」と「介護予防支援」の２種類の

事業があります。

どちらの事業も「要支援者に対するアセスメントを行い、その状態や置かれている環境等に応じて、目標を設定し、その目標に向けて介護予防の取組を生活の中に取り入れ、自ら実施、評価できるように支援する」ということに違いありませんが、利用するサービス（ケアプランに位置付けるサービス）により事業の種類が異なります。（下記表参照）

指定介護予防支援事業所が実施できる範囲があることにご留意ください。

**２．介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業所が行える事業の範囲**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 利用するサービス  (ケアプランに位置付けるサービス) | 事業の種類 | 実施の可否 |
| 介護予防・生活支援サービス　のみ | 介護予防ケアマネジメント | **不可**  ※地域包括支援センターからその業務の一部について委託を受けて、指定居宅介護支援事業所が行うことができます。 |
| 介護予防・生活支援サービス　と  介護予防サービス　を　併用 | 介護予防支援 | **可** |
| 介護予防サービス　のみ | 介護予防支援 | **可** |